

登録美術品制度の税制改正に対応した検討（令和2年9月8日）議事概要

1. 日 時 令和2年9月8日（火）10:30～12:30

2. 場 所 文化庁第2会議室（旧庁舎2階）

3. 出席者

＜委 員＞ 佐藤座長、小川委員、古田委員、松本委員、内田委員、金子委員、原田委員、名兎耶委員、大谷委員、片岡委員、近藤委員、鍋島委員、長谷川委員、山崎委員（※下線の委員はオンライン参加）

＜文化庁＞清水課長、山田調整官、堀補佐、稲畑補佐、松本調査官 他

4. 議事概要

＜文化庁からの説明＞

○資料2に基づき、制作者が生存中の美術品の登録基準の在り方等について（骨子案）について説明。

○資料3に基づき、登録美術品登録基準（告示）及び法施行規則改正のイメージについて説明。

＜「登録美術品の対象拡大（存命中の作家の作品を追加）に係る検討事項」について意見交換＞

○資料2及び3に基づき、標記についての意見交換があった。概要以下の通り。

大谷委員：作られてからどれくらいの期間を置くかについては前回議論が分かれた。10年で落ち着いたが、資料3③の「原則として」はどういう意図か？

事務局：前回の御議論で「原則として」を入れた方が良いという意見があったため入れているもの。なお、文化財保護法に定める登録有形文化財の基準についても、「原則制作後50年を経過したもの」となっている。どのような場合を想定するのかについては、概ねの指針をもって運用する必要があると考えている。また、実際には申請があった際に、検討することになるかと思う。

大谷委員：実際の申請があった場合は、これを目安に審議するということで理解した。

松本委員：写真、映像、映像資料といった類型を対象に入れられないか。また、資料3③bの「複数回公開」というのは条件として厳しいのではないか。

事務局：当該制度で対象となる美術品については、法律に定義されている「有形の文化的な

所産である動産」のみが対象となるのは動かない。改正となる基準では、これまでの類型に属さないものを包括出来るような項目を新たに作り、形状がどのようなものもそこで読めるよう配慮したい。複数回の公開に関しては、本制度では、文化財保護法上の国宝・重要文化財に指定されているものや、世界文化の見地から歴史上・芸術上・学術上特に価値の高いものが登録対象となる。そのため、これから価値が定まるのではなく、既に価値が定まっているものが対象となることを前提にお考えいただく必要がある。

松本委員：映像も有形のものに入り得るのか？

事務局：文化財保護法上の有形、無形の線引きは、作品の根幹になる部分に触れる作品であるか否か、ということである。文化財保護法上の考え方を援用しつつ、当該制度でも有形か否かは判断することになるかと思う。

古田委員：メディアはもちろん、ものすごく大きなもの、重いものといった、極めて展示しづらいものが申請される可能性がある。それらをイメージすると、たびたび展示するのが難しいものがあるのではないかと思う。美術館は受け入れるが、そう度々展示できないものはどうするか。

事務局：本制度の趣旨は優れた美術品の公開促進である。登録取消事由にも公開していないものが対象となることとなっているため、公衆の観覧に供することができないものは、当該制度に載せるのが難しい。大きいからといって除外はされないが、制度上は公開されなければならぬ。

古田委員：受け入れた美術館はどのくらいの間隔で公開する必要があるのか。

事務局：5年以上の公開契約期間中、最低1回は公開の必要がある。そうしなければ取消理由になる。

佐藤座長：資料③bで文化庁長官が定める美術館が主催する展覧会で複数回公開と書かれているが、「が主催する」という表記を削除して「美術館において複数回公開」としてはどうか。企画された展覧会だけでなく、その美術館で行っている常設展示も対象としてよいのではないか。

事務局：前回の議論では公募展は除外すべきというご意見をいただいた。どのような展覧会・展示を対象とするのかによって表記の仕方は変わるが、会場について長官が定める美術館であればよいという表記の場合、公募展を除外するという内容にならない。

松本委員：具体的には、例えば国立新美術館や愛知県美術館などで開かれる団体展は美術館が主催する展覧会から排除されるということか。

事務局：先生方の御議論次第だが、現在は、その美術館が展覧会の主催に入っているかどうかということが要件になる書き方になっている。

原田委員：今回は、最終的には公募展は公開実績と言えないという結論だった。工芸などは、発表の場が無いとき、公募展で大きな賞をとることが、作家の実績にもなり、美術品としての認められることともなる。公開とは違った視点での基準について、そのような部分が資料3では表されていない。

佐藤座長：公開とは違った基準で、実績に公募展の受賞を入れるイメージだろうか。

原田委員：然り。大きな公募展の受賞も実績として考慮すべきでは。

長谷川委員：賞の評価が高ければ、自然と公開やコレクションに紐づいていくのではないか。公募展を入れてしまうと基準としてフィルタリングにならない可能性が高いので、工芸について実際のところを教えて欲しい。個人コレクターにいつてしまっ、美術館での展示機会につながらないようなことがあるのか？

金子委員：公募展の形が変わってきている。美術館の専門家が審査機能の一部を担うようになっているものもあり、そういうものは認めても良いのではと思う。しかし、企画性を持った展覧会とはどうしても違っており、基準における公開の意味が違ってしまふ。10年の間に複数回公開は難しいかもしれない。

事務局：複数回公開のカウントに期間の限定は無い。

金子委員：一番の要は作家のモチベーションである。10年は長く、やはり複数回公開は難しいと思っている。

内田委員：伝統工芸展は、審査の段階から公平、公正にかなり厳格にやっ、おかしな忒意が入っていない。公募展によつても幅がある。ある程度絞った上で評価の対象としても良いのではないか。伝統工芸展での受賞作品は文化庁が買上げている例も多く、評価の対象になり得るのではないか。

佐藤座長：公募展も一概に排除するのではなく、評価の対象として加えてよいのではないかというご意見だったかと思う。公開実績を要件とすること自体は賛同を得ていると思うが、公開をどう条件づけるか。

片岡委員：公開ということと公募展での受賞は別に考えるべきではないか。展覧会の公開実績として公募展は対象としないが、公募展で受賞したことは別に評価したらよいのではないか。

佐藤座長：公開と受賞を別項目で立てて、両方から評価するのが良いのでは、というご意見ですね。

長谷川委員：受賞歴は制作者の情報として配慮することになっているが、申請の必要条件ではない。この関係をどう整理するか。

片岡委員：公開実績としてあらゆる公募展を対象とする基準にするのではなく、公募展で評価されたものは受賞歴の対象として、公開実績とは別に評価してはどうかという意図である。

長谷川委員：受賞歴は申請の条件なのか、それとも参考情報にするのか。

原田委員：条件というよりは、付帯事項にいれた方がよいのではないか。作家の業績の要素の一つとして、公募展に受賞したことは評価する要素として大切ではないか。

長谷川委員：事務局にお聞きしたい。受賞歴は申請の条件を満たした上での付帯事項となるのか。

事務局：作家の受賞歴は、現在でも参考情報である。作品の受賞歴については、キュレーションされた展覧会への出品という要素が弱くなるが、基準として別枠を設けるかどうか。また、公募展を含めるか否かはどのような書きぶりにするかで決まる。

古田委員：公募展で受賞しただけでは、受賞歴としては審査の対象となるものの、キュレーションされた展覧会での発表履歴にならないので、受賞された後で公開される必要があると理解しているが、それでよいか。

事務局：書き方の問題で言えば、「主催する」という箇所を「または」として、公募展であっても良いと読めるようにするやり方は可能かと思うが、そこを含めるかどうかを議論い

ただきたい。

近藤委員：大きな公募展もあるが、素人っぽい作品が大半という公募展が多い。どの公募展が認められるか線引きが難しい。公募展での公開実績は認めない方に賛成する。

松本委員：法律には世界文化の見地から歴史上等の価値を有するものを対象とするとある。やはり同じグループ内ではなく、第三者的な評価が要件ではないか。申請の条件の外に付帯的な評価事項はたくさんある。参考ということで、協力者会議で評価されたらいいのでは。

小川委員：工芸作品というのは現代アートよりも、美術館が主催する展覧会に出品される機会が少ないのかもしれない。文化庁長官が定める美術館の常設展に寄託等で展示されることでも大いに意義があるのでは。公募展は難しいと考えるが、常設展は評価に入れてもいいのでは。

名児耶委員：公募展は絶対条件ではなく、申請後の審議の時点での検討要素のひとつではないか。作家の評価と同様、作品の受賞歴も参考情報としては有り得る。

佐藤座長：現状の表現では、事務局の話では常設展も含まれるということだが、書き方の問題となるか。

松本委員：登録美術品として登録する際の公開実績については、対象となる展覧会については、あくまで企画展なのではないか。

片岡委員：同意見である。常設展は含まれないのではないか。

佐藤座長：寄託されているものが常設展等にならぶことはよくある。その寄託品が後に高い評価を得て、申請するという場合もあるのではないか。

名児耶委員：館によって常設展の意味合いが違う。常設展は内容によって変わってくるので、参考でいいのではないか。

長谷川委員：「展覧会」と書けば、常設展と企画展が含まれると理解されるので、分けて考える必要はないのでは。

事務局：展覧会について、どのようなものかイメージを頂ければ、御趣旨を踏まえて、運用・規定の書きぶりを設定させて頂く。書き方は様々な審査が入るので、最終的には事務局にお

任せ頂くことになるが、御議論の趣旨に沿いたいと思う。

佐藤座長：現状の文言、「文化庁長官が定める美術館が主催する美術館で複数回公開されたことがあるもの」は、学芸員がキュレーションしているという意味では必要な条件だが、登録美術品の要件とすると厳しすぎるというご意見かと思う。「原則として」という緩やかな記述を入れるか、もしくは「が主催する展覧会において」を削除してはどうか。

事務局：あるいは、公開の在り方、展覧会はある程度こういうものだというを別に設定することも有り得るのかと思う。または主催する展覧会及び常設展と明示してしまう方法もなくはない。

佐藤座長：常設展も様々とは思いますが、普通は学芸員が選んで並べるという過程を経ており、それは学芸員が評価していると捉えていいと私は思う。個人的には常設展での公開は要件に入れてもいいと思う。

事務局：展覧会の規定として、学芸員が作品を選定した展覧会というような書き方は場合によってはあるかと思う。

佐藤座長：今の案はいかがでしょうか。文言は今のままで「※」を書き加えるようなイメージかなと思うが。

事務局：書きぶりはまた検討するが、どういうものをカウントすべきで、どういうものを入れるべきではないのかというご意見を頂ければ、次回案をお示ししたい。

松本委員：寄託作品になっていることをイメージすると、常設展もあり得ると思う。常設展についても、文化庁長官が定める美術館が主催する展覧会に含めるべきだと思う。

佐藤座長：主催する展覧会に常設展は含めるが、公募展を全て含めるのは問題があるのではないか、ということではよろしいか。事務局への提案として、公開実績となる展覧会には常設展示を含める、公募展は除外する方針でお願いしたい。

事務局：頂いたご意見を踏まえて案をお示しし、次回御検討頂くことになるかと思う。

佐藤座長：資料3の①～③以外について、他に何か御意見がありますでしょうか。事務局からは、議論すべき事項はありますか？

事務局：登録された後に公開する美術館についても何かしらの条件が必要でしょうか。現状の登録博物館や博物館相当施設は様々である。現代アートは相対的に作品の評価が難しいが、現代アートに関する一定の見識をもった美術館が公開契約を結ぶことが、その作品の価値の担保という意味合いになる。また、現代アートでは中長期の保存・公開にかかる技術が確立していないが、物納後国に代わって長く保存・公開を担う館となることから、そのノウハウを持っていることも必要となる。資料3③cは作品の価値の担保、安定的な保存・公開のための環境の整備についての担保の2つの視点から入れているところである。

佐藤座長：今回は、このことは大枠で示すということになっているが、他に何かありますか。

長谷川委員：何をもちて博物館とするのか、という基準があるのではないかと思うが、そこから外れる博物館はかなりあるのか。

事務局：博物館法で登録博物館、博物館相当施設の定めがあるが、その登録・指定基準は、学芸員の配置、開館日数、資料の所有、施設面積等の形式要件である。専門性の高さや施設等の保存環境、保存公開のノウハウ等をチェックするものではない。登録博物館と博物館相当施設に登録・指定されているものは、1300館程度である。そのうち専任の学芸員がいる施設は900弱となる。現状の登録博物館、博物館相当施設は、必ずしも専門性の高さ等が評価されているわけではない。

長谷川委員：要は保存環境と現代アートを扱う専門性だと思うが、何を最も必要としているかの要件を文化庁から提案してもらって議論するのが良いではないか。その要件に該当する施設はどれくらいあるか、どれくらいの施設が排除されるかというのは、抽象的な議論の前に必要と思う。

事務局：美術館の要件については、文化庁長官が定める美術館の要件とほぼ同様であるが、①当該種別に関して専門性がある常勤の学芸員がいるということ、②当該種別の作品を保存・公開していること＝当該種別の作品を収集するミッションがあり、その保存・公開の実績があるということ、③作品を安全に保存・公開するための環境を持っていること、という3つが具体的な要件になると考えている。これに当てはまる施設は、全国で900弱ということになる。この要件で、ものすごく数が絞られるわけではない。

長谷川委員：我々としては一つの基準として考えるのだろう。

佐藤座長：本件は細部については言及しづらい部分があるが、ほかに公開施設の条件については何かありますでしょうか。

大谷委員：申請書にどのように書いてもらうのかということとも関係する。学芸員が居るかどうかは条件として書きやすい。施設については、申請時にファシリティ・レポートまで求めるかどうかということもあるが、いかがか。

事務局：施設部分はファシリティ・レポートを簡略化したようなものでチェックすることになるかと思う。

鍋島委員：公開承認施設はハードルが高いが、ある程度の基準を設けるのがよいとは思った。環境を担保するためにはファシリティ・レポートが良いかもしれない。どれだけ緩くするか、どれだけきつくするかは書き方次第か。

事務局：全国に 5000 館弱ほどの「博物館」と言われる施設があり、そのうち、登録博物館・博物館相当施設は 1300 館弱となる。この登録美術品制度で対象となるのは、登録博物館・博物館相当施設に限定されている。

近藤委員：物納、つまり国有財産になる可能性があるのが前提である。書類が面倒になっても、条件は必要だろう。長期的な保存ができる、責任を持てる学芸員がいる、当該種別の保存・公開、扱いに慣れていることということとは必要だと思うので、現在の 3 つの要件は必須かと思う。

事務局：「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」において規定されている中で、告示で法律より条件を厳しくするのは避けるべきということもあり、登録の条件とすることはよいが、登録基準に位置づけるか否かについては、法令の観点で検討させて頂ければと思う。

原田委員：資料 3 の③ c のところは、登録美術品制度の悪用を防ぐために厳しい条件をつけたのかなと思う。博物館 5000 のうち、登録博物館・博物館相当施設は 1300。残りはその基準にあてはまらない。そういうところが悪用してはいけない。公開承認施設は厳しすぎると思うが。

内田委員：資料 3 の③ c の 3 つの要件はマストでは。法律上の位置付けは事務局に検討して頂くとして、趣旨は盛り込むべきと考える。

佐藤座長：資料 3 の③ c は運用の条件にしてもらいたいという意見かと思う。法律上は上手く対応して盛り込んでいただきたいと思います。

事務局：検討させて頂いて、次回会議に諮るか、あるいは法令審査を踏まえてのご報告のような形になるかと思う。

佐藤座長：登録美術品制度が実際に活用されるかどうか、重要なところなので御検討をお願いする。

小川委員：映像は有形ではないということだったが、映像が一部を構成するインスタレーションのようなものはどうか。

事務局：有形無形が合わさったものの申請は考えられる。作品の価値の根本的な部分が有形に置かれながらも、無形なものも関係してくる、という作品は評価の可能性はあるのではないかと思うが、実際には、審査で具体的に判断することになるかと思う。

名児耶委員：悪用を防ぐ一つとして、取消申請が急にあった際に、有識者会議で審議する、ということは出来るのか。そのように段階的チェックの機会があればよい。

事務局：取消の際、有識者会議が開かれるのは、例えば作品が半分焼失した際に、まだ価値があるかどうかを判断する場合等である。所有者都合の取消申請は有識者会議を経ない形になっている。方法は検討・確認する。

佐藤座長：本日の議論は尽くされたと思う。審議のまとめの大筋は共有できたのではないか。事務局にはまとめの骨子案の肉付けをお願いしたい。

事務局：本日頂いた意見を元に、まとめの骨子案に要素を付け加えたい。次回の会議を一区切りと考えているが、それまでに事務局でまとめ案を作成し、メール等で共有したい。その際にご意見を頂戴し、まとめ案を充実させていきたい。その後、次回10月の会議でまとめ案をお諮りし、ある程度この方向で行くという合意を頂ければと思う。その上で資料4にあるような規則、基準の改訂作業に入りたい。

以上